

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 3 の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 25 条の 3 第 2 項の規定により、大阪広域水道企業団阪南水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和 3 年 7 月 1 日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	指定年月日	有効期間の満了の日
阪南 第66号	北出設備 北出 勝實	阪南市山中溪345番地の18	令和 3 年 7 月 1 日	令和 8 年 9 月 29 日
阪南 第74号	株式会社サワノ 澤野 敏信	泉佐野市南中安松1273番地の 1	令和 3 年 7 月 1 日	令和 8 年 9 月 29 日
阪南 第76号	株式会社河内屋 河内屋 英	泉佐野市高松西二丁目2427番地の 1	令和 3 年 7 月 1 日	令和 8 年 9 月 29 日